

マイナンバーカードを 健康保険証として利用しましょう



オンライン資格確認システムを導入している保険薬局において
患者の薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を
取得・活用して調剤等を行います。 ※ 薬剤情報等の取得には患者の同意が必要です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる保険薬局

厚生労働省ホームページ

マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関リスト(都道府県別)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21669.html

「都道府県名:大阪府」「医療機関区分:薬局」よりご確認ください。

